

日医発第1066号(健Ⅰ)
令和5年9月12日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

令和5年度「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」に基づく啓発活動への協力について

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より、添付の通り各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課等宛に「令和5年度『ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業』に基づく啓発活動への協力について」が発出された旨、本会宛、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等に周知をお願い申し上げます。

なお、本件関連の資料として、[参考資料1](#)令和5年2月14日付文書 日医発第2148号(健Ⅱ)および[参考資料2](#)令和5年5月10日付文書 日医発第342号(健Ⅱ)も併せてご案内申し上げます。

参考資料1 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業の公募の実施について
令和5年2月14日付文書日医発第2148号(健Ⅱ)

参考資料2 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業の実施における協力をお願い
令和5年5月10日付文書 日医発第342号(健Ⅱ)

事務連絡

令和5年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和5年度「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」に基づく啓発活動への協力について

厚生労働省においては、令和4年度より、HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチンの積極的勧奨を再開するとともに、HPVワクチンの定期接種に関する相談支援体制・医療体制等を更に強化する観点から、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」を実施しており、今年度の事業の実施に当たっては、HPVワクチンに関する正しい知識等の普及啓発に取り組むこととしているところです。

このたび、別添のとおり、厚生労働省から本事業に基づく啓発活動への協力について依頼がありましたのでお知らせします。

については、教職員がHPVワクチンに関する正しい知識や情報を得ることができるよう、必要に応じて、教職員に対し情報提供資材の配布や講習会の周知など、本事業に基づく啓発活動に御協力いただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

TEL: 03-5253-4111 (内線 2918)

令和5年9月6日
感発0906第6号

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

令和5年度「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」の実施に当たっての協力について（依頼）

予防接種行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開したところです。厚生労働省においては、HPVワクチンの定期接種に関する相談支援体制・医療体制等を更に強化する観点から、令和4年度より「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」（以下「拠点病院整備事業」という。）を実施しています。

今年度の拠点病院整備事業の実施に当たっては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第23条において、国が予防接種に関する啓発及び知識の普及を図るものとされていることも踏まえ、HPVワクチンに関する正しい知識等の普及啓発に取り組むこととしています。具体的には、地域ブロック（全国10か所）ごとに設置した拠点病院や、各都道府県の協力医療機関等において、HPVワクチンに係る情報提供資材の作成・配布、市民・医療従事者・学校関係者等を対象とした講習会の開催等を予定しています。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御了知の上、啓発活動に特段の御高配を賜るとともに、教育委員会等の関係団体に対して、拠点病院整備事業に基づく啓発活動への協力について周知いただくよう御協力方お願いいたします。

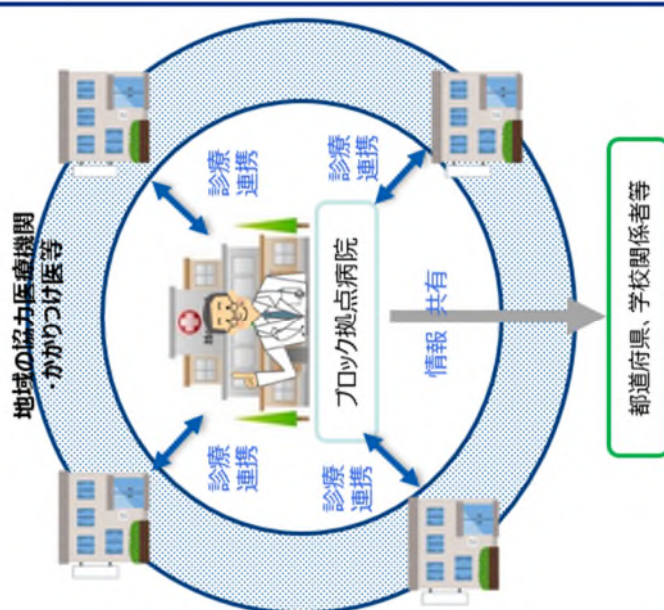
(別添) HPV相談支援体制・医療体制強化事業

1 事業の目的

本事業は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制及び医療体制等を強化していくため、拠点となる医療機関を地域ブロック毎に選定し、地域の医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。

2 事業内容

- (1) 医療機関との連携の構築
 ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例の共有や最新の知見の共有等を行うことにより、よりよい診療体制の構築を目指す。
 また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関へ確実に伝わる体制を構築する。
 併せて、協力医療機関ではない医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等が生じた方に対する診療に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。
- (2) 都道府県・市町村・医師会・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。
- (3) 調査の実施と調査・研究への協力等
 HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。この他、必要に応じて、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。



日医発第 2148 号（健Ⅱ）
令和 5 年 2 月 14 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

宮 川 政 昭

(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化
のための地域ブロック拠点病院整備事業の公募の実施について

今般、厚生労働省より、本会に対して標記の周知方依頼がありました。

同公募は、別紙の要綱に沿って、地域ブロック別に「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関（平成 26 年 10 月 1 日付（地Ⅲ163）参照）」を対象に令和 4 年度より実施されております。

選定された拠点病院は、ブロック内に属する医療機関、都道府県、市区町村や医師会等と連携を構築するとともに、厚生労働省や厚生労働行政推進調査事業研究班とも密に連絡を取り、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の実施に係る機関の中核としての役割を担います。

同事業は採択通知後から令和 6 年 3 月 31 日までとされ、事業費として 1 拠点病院あたり原則 20,000 千円を上限に交付されます。

応募に当たっては、規定の書式に従って必要書類を作成の上、令和 5 年 3 月 3 日（金）（到着日）までに厚生労働省健康局予防接種担当参事官室宛に送付することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年2月13日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業の公募の実施について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業を通して、地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村や医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とした、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」を実施するため、今般、別紙のとおり公募をすることになりました。

つきましては、貴会会員に対しても、周知をお願いいたします。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する
相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業
公募要綱

令和5年2月 厚生労働省健康局

1. 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成26年9月29日健感発0929第2号、厚生労働省健康局健康課長通知）において、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県単位でヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）が選定されています。

また、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、令和4年度よりヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（以下「拠点病院整備事業」という。）を実施しています。この事業は、地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村や医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的としています。

令和4年度から、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の個別勧奨が再開されていること、また、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種（従来の定期接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種をいう。）の対象年齢を超えて接種を行うことをいう。以下同じ。）が実施されていること等から、引き続き、拠点病院整備事業を通して、相談支援体制や医療体制のさらなる強化を行います。

2. 事業内容

下表に示す地域ブロックごとに、拠点病院を選定し、拠点病院に選定された医療機関は、ブロック内に属する医療機関、都道府県、市町村や医師会等と連携を構築するとともに、厚生労働省や厚生労働行政推進調査事業研究班（以下「研究班」という。）とも密に連絡を取り、定期接種の実施に係る機関の中核として、下記のような役割を担います。

（1）医療機関との連携の構築

ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈して受診した患者に対する包括的な支援の実例等）を共有したり、最新の知見（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関するエビデンスや研究班の取りまとめた研究データ等）を共有したりすることにより、よりよい診療体制の構築に寄与する。また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関に対して確実に伝わる体制を構築する。

協力医療機関でない医療機関に対しても、研修会等の実施を通して、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

（2）都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター（予防接種センタ

一については、予防接種センター機能推進事業実施要綱を参照)等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

また、研修会や意見交換の場を設け、接種を検討・判断するための HPV ワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)に関する情報や、接種を希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供すること。

(3) 調査の実施

ブロック内の医療機関における診療状況を調査するとともに、HPV ワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。

※厚生労働省や研究班が行う関連する調査・研究について、求めに応じてブロック内の医療機関の調査結果の取りまとめも含む。

(4) その他

上記の他、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。

拠点病院整備事業における地域ブロック

ブロック名	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
甲信越	新潟県 山梨県 長野県
北陸	富山県 石川県 福井県
東海	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

3. 事業の実施期間と交付金額

本事業は採択通知後から令和6年3月31日までとします。また、事業費として1拠点病院あたり原則20,000千円を上限に交付します。なお、交付額は、提出された事業計画書の内容や採択状況等に応じて、予算の範囲内において最終決定されます。また、想定される補助対象経費は、本事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費(ただし、先の対象経費に限る)となります。

4. 応募の条件

本事業の実施主体は、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」(平成26年9月29日健感発0929第2号、厚生労働省健康局健康課長通知)における、協力医療機関であって、2に掲げた役割を担う体制が整備可能な医療機関です。現在、協力医療機関となっていない場合でも、応募時に協力医療機関であれば、応募することができます。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 提出期間

規定の書式に従って必要書類を作成の上、(2)の提出先に送付してください。

令和5年2月13日（月）～令和5年3月3日（金）（到着日）
申請書類は、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法で、提出期間内に到着するよう余裕をもって投函してください。

提出先

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室宛

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

(2) 提出書類

本事業に応募する医療機関の代表者は、規定の様式に従って事業計画書を提出してください。なお、評価委員会において評価を行う際に、別途資料を求める場合があります。

6. 添付資料について

本事業については、添付資料もご参照ください。

別添 HPV 感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（概要）

1 事業の目的

本事業は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制及び医療体制等を強化していくため、拠点となる医療機関を地域ブロック毎に選定し、地域の医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。

2 事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例の共有や最新の知見の共有等を行うことにより、よりよい診療体制の構築を目指す。

また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関へ確実に伝わる体制を構築する。

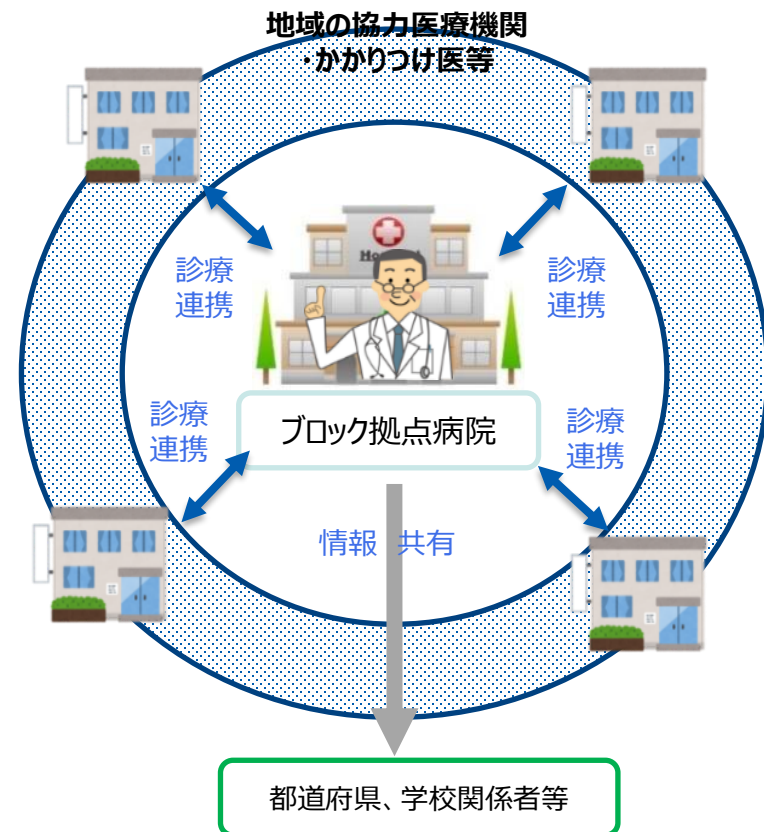
併せて、協力医療機関ではない医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等が生じた方に対する診療に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。

(3) 調査の実施と調査・研究への協力等

HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。この他、必要に応じて、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。



令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

医療機関名

代表者名

印

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（以下、「拠点病院整備事業」という）に応募したいので、次のとおり応募書類を提出する。

1. 申請者について

医療機関名	
代表者氏名	
住所	〒
電話番号	
ファックス番号	

- 1) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関に選定されていますか。

はい ・ いいえ

- 2) 令和4年度拠点病院整備事業における拠点病院に選定されていますか。

はい ・ いいえ

2. ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に主としてあたる診療科について

診療科名	
診療科代表者 氏名 役職名 E-mail アドレス	
電話番号	
ファックス番号	

3. 診療体制について

1) 主として診療にあたる診療科における診療体制について

当該診療科に常勤している医師の人数		人
上記のうち、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する診療に従事している医師の人数		人
医師以外で診療に従事している職種および人数	職種： 職種： 職種：	、 、 、 人 人 人

2) 連携可能な診療科における診療体制について

主たる診療科と連携して診療が可能な診療科名、およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する診療に従事している医師の人数	診療科名：	、	人
	診療科名：	、	人
	診療科名：	、	人
	診療科名：	、	人

4. 診療状況について

1) 主として診療にあたる診療科における、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する診療状況について

※令和4年度は、令和4年12月31日までの状況について記入して下さい。

新規に受診した患者数	平成30年度：	人
	令和元年度：	人
	令和2年度：	人
	令和3年度：	人
	令和4年度：	人
年間のべ受診患者数	平成30年度：	人
	令和元年度：	人
	令和2年度：	人
	令和3年度：	人
	令和4年度：	人
令和5年1月1日時点で、継続的に受診中の患者数		人

2) 主として診療にあたる診療科において、実施している治療内容やその効果について具体的に記入してください。

--

5. 令和4年度の拠点病院整備事業の実施状況について

※令和4年度拠点病院整備事業において、拠点病院に選定されている場合は、1)の質問に、そうでない場合は2)の質問にお答え下さい。

- 1) 令和4年度の拠点病院整備事業で実施した事業について、事業概要・実施頻度等について、具体的に記入してください。

--

- 2) 令和4年度の拠点病院整備事業で拠点病院が実施する事業への参加状況について、具体的に記入してください。

--

6. 研究の実施状況について

- 1) これまでにヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に関連する研究を実施したことはありますか（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種によるものではない疼痛や運動障害等に関する研究も含まれます）。

はい ・ いいえ

実施したことがある場合は、下記に研究概要・実施時期・獲得した外部競争資金の詳細（時期・課題名・金額等）等を記入してください。

- 2) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関連する厚生労働行政推進調査事業研究班の研究に協力したことはありますか。

はい ・ いいえ

協力したことがある場合は、下記に協力した研究の研究課題名・時期・協力内容等を記入してください。

7. 他の医療機関・関係機関・関係団体との連携の構築状況について

これまでに他の医療機関や都道府県、市町村、医師会等と連携して、ヒトパピローウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療にあたったことはありますか。

はい ・ いいえ

ある場合は、診療内容や連携内容等を具体的に記入してください。

--

8. 事業計画について

1) 医療機関との連携の構築

--

2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

--

3) 調査の実施と調査・研究への協力

※ブロック内の医療機関における診療状況調査、HPV ワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像調査に関する計画について記入して下さい。

--

4) その他（1～3以外に本事業に資すると判断されるものに限る）

--

- 5) 本事業の実施に必要な事業費について、その内訳を記入してください。補助対象経費は、本事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、委託費となります。

区 分	支 出 予 定 額			
	員 数	単 価	金 額 (円)	
○○○費 ○○○ ○○○ ・ ・ ○○○費 ○○○ ○○○ ・ ・ ○○○費 ○○○ ○○○ ・ ・				

(作成上の留意事項)

1. 本事業計画書は、申請事業の採択の可否等を決定するための評価に使用されます。
2. 各項目の記入量に応じて、適宜、欄を引き伸ばして差し支えありません。

日医発第 342 号（健Ⅱ）
令和 5 年 5 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

宮 川 政 昭

(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化
のための地域ブロック拠点病院整備事業の実施における協力をお願い

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のため
の地域ブロック拠点病院の公募については、令和 5 年 2 月 14 日付日医発第 2148 号（健
Ⅱ）をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より本会に対し、標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡は、公募の結果決定された拠点病院より、今後、貴会に対し事業実施等
のお知らせがある旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、協力
方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年5月9日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業の実施における協力のお願い

日頃より予防接種行政についてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

過日、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業の実施機関の公募を行った結果、別表のとおり実施機関（以下、拠点病院という）を決定致しました。

今後、拠点病院より都道府県医師会に事業実施等のお知らせがありますので、各々の地域ブロック内における連携構築に当たって、御協力お願いいたします。

別表

ブロック	実施機関
北海道	北海道大学病院
東北	福島県立医科大学附属病院
関東	順天堂大学医学部附属順天堂病院
関東	横浜市立大学附属市民総合医療センター
甲信越	新潟大学医歯学総合病院
北陸	富山大学附属病院
東海	愛知医科大学病院
近畿	京都府立医科大学附属病院
近畿	大阪医科薬科大学病院
中国	岡山大学病院
四国	高知大学医学部附属病院
九州・沖縄	九州大学病院